

## ■ TPPに関する交渉内容と国への確認事項

※10月28日付けで全国知事会が国家戦略大臣あてに情報提供を求めた資料

項目	内容	TPP交渉の取り扱い (国家戦略室の資料より)	国への確認事項について
TPP交渉参加の意義		<p>米国を含むアジア太平洋の成長を取り込む枠組みとなる可能性。 TPPで決められるルールがアジア太平洋地域の実質的な貿易投資等の基本ルールになっていく可能性。 アジア太平洋の地域経済を統合する枠組み作りにより日本がリーダーシップを発揮。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交渉参加9カ国を前提として、日本の経済的なメリットとデメリット（国別の部門別輸出入額、国内の雇用増減効果等）を示すこと。</li> <li>特に次の2点について具体的に示していただきたい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①日本との貿易額の大きな米国との経済的なメリットとデメリットについて</li> <li>②日本の貿易額において輸出入とも最大の中国が参加しない中での経済的な効果について</li> </ol> </li> <li>現在、締結している発効済みのFTA、EPAとの整合性について、どちらが優先されるのか、具体的に示していただきたい。</li> <li>交渉参加で、どのようなルール作りを目指そうとしているのか具体的に示していただきたい。</li> <li>現在のTPP交渉において、我が国にとって不利なルール作りがなされていると考えるか。</li> <li>人口減少社会が進展し、デフレ不況が長引くことが予想される中、TPP交渉参加により国益をどう守り、伸ばそうとしているのか具体的に示して頂きたい。</li> <li>TPPに参加した場合農林水産業に多大な影響及ぼすと想定されるが、それに対してどのような対応策を実施するのか。また、食料自給率50%目標の達成について、どのように考えているか。</li> </ul>

項目	内容	TPP交渉の取扱い	国への確認事項について
物品市場アクセス	<p>関税の撤廃や削減の方法等を定める。 物品の関税は、段階的な撤廃は認めるが、最終的には、原則として全ての関税の撤廃を目標とする。</p>	<p>高い水準の自由化をめざし交渉が行われている。なお、物品の貿易ルールについてはP4協定や交渉参加国間の既存のFTAに見られる規定をもとに議論が行われている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税撤廃の品目について、態度を曖昧にしたり、撤廃方針を明言しても時期を示していない国もあると言われているが、各国の具体的な主張について情報を開示していただきたい。</li> <li>国家戦略室が公表した資料（以下「資料」）では、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①日本が従来締結したEPAにおいて除外等の対応をしてきた農林水産品を含む940品目について、関税撤廃を求められる可能性があるとしているが、その場合の品目毎の影響、具体的な対応策を示していただきたい。</li> <li>②米韓FTAのように医薬品分野に関する規定が置かれる可能性はあるとしているが、同様の規定が日本に適用された場合、医療分野にどのような影響が及ぶのか。</li> <li>③現行の関税収入額と支出額を明確にするとともに、収入がなくなった場合の財源はどう考えているのか。</li> </ol> </li> <li>上記940品目の内、関税撤廃の例外扱いが可能な品目数をどの程度見込んでいるのか、また具体的にどの品目をあてはめるつもりなのか、示していただきたい。</li> <li>関税撤廃に関し、既存の我が国のEPAにおける高関税品目の取扱いについて、基本的な考え方を示していただきたい。</li> </ul>

項目	内 容	T P P交渉の取扱い (国家戦略室の資料より)	国への確認事項について
原産地規則	関税の減免の対象となる締結国の原産品（締結国で生産された産品）として認められる基準や証明制度等について定める。	交渉参加国が締結しているF T A毎に異なる原産地規則が存在するためT P Pでは統一された原産地規則の策定について議論。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料では、我が国特有の品目別規則と異なり、農林水産物で輸入原材料を用いた場合も原産品と認めるルールとなる場合、T P P参加国以外の国からの輸入原材料を使用した産品が輸入される可能性があるとしているが、これにより <ul style="list-style-type: none"> <li>① T P P参加国以外の国からの迂回輸入が行われた場合、どのような品目で影響が出る可能性があるか。</li> <li>② 国産の加工品での原材料表示のルールにどのような影響がでるのか。</li> <li>③ これにより消費者が純国産品を選択できなくなり、国内の原料生産者（農林業者）や食品工業が大きな影響を受ける懸念が生じるが、どのような対応が考えられるか。</li> </ul> </li> <li>・ J A S法の取扱いにどのような影響が想定されるか。</li> </ul>
貿易円滑化	貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	P 4協定をベースに貿易規則の透明性の向上、貿易手続の簡素化や国際標準への調和化のための規定などが議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貿易手続きの簡素化により、輸入貨物検査が省略され、危険な貨物が輸入されるリスクや動植物の検疫・食品検査に関する規制の緩和や撤廃によるリスクが高まる懸念はないのか。</li> </ul>
衛生植物検疫	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	W T O・S P S協定の権利義務の再確認を基本として、S P S措置を実施する際の手続きの迅速化や透明性の向上等が議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料では、 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「同等の措置」「地域主義」「国際基準との調和の一般的な義務づけ」が求められる可能性があるとしているが、重要な影響を及ぼす具体例を示していただきたい。</li> <li>② 個別品目の輸入解禁や輸入条件の変更について、従来よりT P P交渉参加国より要請されてきた案件が、交渉参加のための条件とされ、あるいはT P P協定に付随する約束を求められる場合には、我が国が適切と考える検疫上の保護水準が確保できるよう慎重な検討が必要とされているが、その案件の具体例を示していただきたい。※例えば我が国の残留農薬基準との整合性についてどのように検討しているか等。</li> </ul> </li> <li>・ 地域主義の導入によりどのような影響が想定されるのか。</li> <li>・ トレーサビリティシステム（米、牛肉）への影響はどのようなものが想定されるか。</li> </ul>
貿易の技術的障害	製品の特質やその生産工程等について規格が定められているが、これらが貿易の不必要な障害にならないよう、①法令で義務付けられている強制規格、②義務付けられていない任意規格、③それらの要件を満たしているかを評価する適合性評価手続に関するルールを定める。	W T O・T B T協定の権利義務の再確認を基本として、規格を策定する過程で相手国の利害関係者の参加を認めることや一般からの重要なコメントへの回答を開示することなどが議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個別分野」と「個別分野以外の分野」とはどのようなものがあるのか具体的に示していただきたい。</li> <li>・ 資料では、仮に個別分野別に規則が設けられる場合、例えば、遺伝子組換え作物の表示などの分野で我が国にとって問題が生じる可能性があるとしているが、他に問題が生じる恐れがあるものを示していただきたい。</li> </ul>

項目	内 容	T P P交渉の取扱い (国家戦略室の資料より)	国への確認事項について
貿易救済 (セーフガード等)	ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対し、一時的にとることができる緊急措置(セーフガード)について定める。	物品市場アクセスにおけるセンシティブ品目の扱いと密接に関連するため、議論は収斂していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料では、T P P協定交渉参加国の2国間F T Aでは、従来の我が国のE P Aと比べてセーフガード措置の発動が制約される規定内容となっており、同様の内容がT P P協定に盛り込まれることとなる場合には、関税の引き下げによる輸入増加が国内産業に被害を及ぼすのを防ぐためのセーフガード措置を発動できる条件が厳しくなる可能性があり、その場合はセーフガード措置も発動しにくくなるとしているが、そうした場合、国内産業にどのような影響が及ぶのか、産業分野ごとに具体的に示していただきたい。また、発動条件の違いについてより詳細な情報を提供願いたい。</li> <li>T P P協定参加国から我が国へ輸入される品目は、各品目においてどの程度増加すると想定されるのか。</li> </ul>
政府調達	中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手續等のルールを定める。	W T O政府調達協定(G P A)並の規定とするか、あるいはそれを上回る水準のもとするかを中心に議論されている。対象機関については、現時点で中央政府が議論されており、地方政府等については今後取り上げられる模様。対象となる調達の基準額については、G P Aと同様に物品、サービス、建設サービスにわけて議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料では、調達基準額について、我が国とT P P参加交渉参加国との間に相違があることから調達基準額の引き下げが求められる場合は慎重な検討が必要になる。また、仮に地方政府機関の調達対象がさらに拡大する場合には、特に小規模な地方公共団体においては、海外事業者との契約締結の可能性が著しく低いという現状に比して多大な事務負担を強いることにつながるおそれがあるとしているが、仮に引き下げが行われた場合、地元企業の受注機会の減少や都道府県や市町村における入札事務の負担の増加に対してどのような対応が考えられるか。</li> <li>地元企業の受注機会の減少に伴い、雇用機会の減少につながる恐れがあるが、労働者の保護は可能か。</li> <li>地元企業の受注機会の減少や都道府県や市町村における入札事務の負担の増加以外にどのような影響があると想定されるか。また、それに対して具体的にどのような対応が考えられるか。</li> <li>内国民待遇と無差別待遇を過小評価しているのではないか。</li> </ul>
知的財産	知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	W T O・T R I P S協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)の内容をどの程度上回る保護水準・保護範囲とするかを中心に議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料では、T P P協定交渉参加国間のF T Aには、我が国法制度とは整合的でない規定が存在するものがあるとしており、慎重な検討が必要としているが、著作権保護期間において、日本の制度よりも長い期間、著作権を保護するような規定が採用される場合には、国民生活や企業活動などにどのような影響を及ぼすのか。また、著作権保護期間以外について資料に例示されている特許や商標等についてはどのような影響が生じるのか、また我が国法制度と整合的でない規定があるのか。</li> <li>T P P協定交渉では、種苗法に基づく育成権者の取扱いはどうなっているのか。</li> <li>都道府県で育成された品種に対する知的財産の確保はどのように行うのか。また、どのような影響が想定されるのか。</li> </ul>

項目	内 容	T P P交渉の取扱い (国家戦略室の資料より)	国への確認事項について
競争政策	貿易・投資の自由化で得られた利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法等の強化改善、政府間の協力等について定める。	T P P協定交渉参加国がこれまで締結したF T Aに含まれる共通の要素を中心に議論されているが、米国は国営企業に関するテキストを提案する予定であるとされている。	・資料では、我が国E P Aでは取り扱ったことがないような規定が盛り込まれる場合には、我が国制度との整合性について十分な検討が必要となるとしているが、仮に盛り込まれた場合、地方公営企業や農業協同組合、消費者行政などにどのような影響を及ぼすのか。
越境サービス 金融サービス	国境を越えるサービスの提供に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。 金融分野の国境を越えるサービスの提供について金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	W T O・G A T S (サービス貿易一般協定) に盛り込まれている無差別原則、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや関連措置の透明性の確保に関する規定が議論されている。  無差別原則等の基本ルールに加え、金融サービス分野に特有のルールにおいて各国の自主的な約束に委ねられている事項について、共通のルールを設けるべく議論されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料では、他国の資格・免許を相互に認め合う相互承認に関し、医師等の個別の資格・免許については現時点で議論されていないとされている一方で、これまで我が国のE P Aにおいて自由化を保留してきた措置・分野について変更が求められるような場合に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性があるとしているが、どのような措置・分野が対象となりうるのか。</li> <li>・また、仮に、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ検討する必要があるとしているが、外国の医師、歯科医師、弁護士、会計士、看護師、介護福祉士、建築士などの国家資格についての相互承認が、今後、議論される懸念はないのか。</li> <li>・混合診療の解禁や営利企業の医療参入は、今後、議論の対象となる懸念はないのか。</li> <li>・資料では、T P P協定交渉参加国間のF T Aにおいてはみられないものの、我が国との2国間の協議において提起されている関心事項(郵政、共済)について、追加的な約束を求められる場合には、慎重な検討が必要とされているが、郵政事業や共済事業について、どのような要求がなされる可能性があるのか。 また、公的医療保険制度が、今後、議論の対象となる懸念はないのか。</li> <li>・外資系金融機関が自由参入することとなると、地域金融機関への影響も大きいと考えられるため、地域金融機関への影響も示して頂きたい。</li> </ul>
電気通信サービス	電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	実質的な競争を促すとの観点から、主要な電気通信事業者による反競争的行為の禁止や通信インフラへの公正なアクセス、周波数割当などについて共通のルールを設けるべく議論されている。	・米国等のF T Aのように、電波周波数割当を市場原理に基づくものとするよう求められる懸念はないのか。その場合、どのような影響が考えられるか。
商用関係者の移動	貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	各国がそれぞれ約束を適用する範囲(短期商用、投資家、企業内転勤、サービス提供者等)について検討するとともに、透明性等を確保するための手続に関するルールが議論されている。	・資料では、交渉の対象は専門家を含む商用関係者であり、いわゆる単純労働者は議論の対象となっていないとされているが、今後、議論の対象となる懸念はないのか。

項目	内 容	T P P交渉の取扱い (国家戦略室の資料より)	国への確認事項について
電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する。	デジタル製品に対する関税不賦課、内国民待遇、オンラインの消費者保護、貿易文書の電子化等が議論されている。	
投資	内外投資家の無差別原則（内国民待遇等）、投資に関する紛争解決手続等について定める。	交渉参加国が有する投資関連協定をもとに、保護を与える範囲や保護の内容、紛争が生じた場合の手続等について議論が行われているが、特に国家と投資家の間の紛争解決手続の導入が重要な論点になっている。	・ 資料では、国家と投資家の間の紛争解決手続が採用される場合、外国投資家から我が国に対する国際仲裁が提起される可能性は排除されないとしている。米韓FTAなどの例にある、投資家が投資先の国を提訴できるルールが定められれば、提訴された紛争事案に係わる国内規制の見直しや撤廃が余儀なくされ、国民生活に及ぼす影響が大変懸念されるとの報道もあるが、こうした懸念はないのか。
環境	貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。	貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと、環境規制を貿易障壁として利用しないこと、多国間協定の義務を遵守すること等が論点となっている。	・ 資料では、海洋資源保全、野生動物、違法伐採に関する規定が盛り込まれる場合、我が国の漁業補助やサメの漁獲その他の漁業活動等に係わる国内政策との関係に留意する必要があるとされているが、具体的にどのような影響が考えられるか。
労働	貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。	貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止や国際的に認められた労働者の権利の保護等が主たる目的となっているが米国が今後条文案を提案する段階にある。	・ 労働者の保護を目的に新たな労働規制等を定める際に、関係国から貿易の自由化に支障を及ぼすとの理由で異議が出され、それにより規制が措置できなくなる懸念はないのか。
制度的事項	協定の運用等について当時国間で協議等を行う合同委員会の設置やその権限等について定める。	合同委員会の設置や連絡窓口等に関する事項が議論されている。	
紛争解決	協定の解釈の不一致等による締結国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	締結国間の紛争を協議や仲裁裁判等にて解決する際の手続きに関し議論されている。	
協力	合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成等を行うもの。	現時点では実質的な議論は行われていない模様	
分野横断的 事項	複数の分野にまたがる規制や規則が通商上の障害にならないよう規定を設ける。	規制制度間の整合性や中小企業によるFTA活用促進が議論されている。	・ 資料では、「規制制度間の整合性」（規制そのものの統一ではなく、新たな規制導入前に当時国当局間の対話や協力を確保することを目指す）が議論されているとされているが、関係国との協議を行うルールが定められた場合、国民生活に関する措置が適切に講じることができなくなる懸念はないのか。例えば、食品安全基準による企業負担軽減に向けた調整が行われた場合、残留農薬、ポストハーベスト、食品添加物などの使用規制の緩和や食品表示の見直しが求められる懸念はないのか。
	国民の生命に直結する食品や工業製品については、製品間選択が容易となるよう、国内規格への適合性のほか、国内外の同類製品を比較できるルールを定める。	現時点では実質的な議論は行われていない模様	・ 食品や工業製品などで、各国ごとに遵守規格や基準が異なる場合、国内基準との比較が明確化されなければ性能の違う食品や製品が同等品として扱われ、健康上や防災上の危険に国民が脅かされる懸念があることから、特に国民の生命と関与の深い、農林水産物やその加工食品、建築用部材などにおける薬剤規制や強度・安全率規制などの取り扱いについて考えを示していただきたい。